

本別町住宅取得助成交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本別町の活性化を目指した住み良い住環境づくりの一環として、自己の居住の用に供する住宅を新築又は購入する者に対し、当該住宅の取得に要する費用の一部を助成することにより、町民が安心して住み続けられる住まいづくりと定住人口の確保、子育て世帯等の定住促進及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 本町に住宅を有し、住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 玄関、居室、便所、台所その他居住に必要な機能を有し、自らが居住の用に供する家屋で、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合したもの。ただし、併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上とする。
- (3) 新築住宅 自己の居住の用に供するために新たに住宅を建設（建売住宅の購入を含む。以下、同じ。）し、建設後使用されたことのない家屋をいう。ただし、新たな住宅が所有者に引き渡された日から起算して1年以内のものをいう。
- (4) 建売住宅 宅地建物取引免許業者が販売する住宅（建築後1年以内で、一度も居住の用に供していないもの。）で自らが居住の用に供する目的で購入する家屋をいう。
- (5) 中古住宅 過去に住居として使用された住宅をいう。ただし、3親等内の親族から購入する住宅を除く。
- (6) 二世帯住宅 各世帯が独立して居住できる構造であること。
- (7) 住宅取得 新築住宅を建築又は中古住宅を購入し、当該住宅について不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく所有権の登記をすることをいう。
- (8) 町内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者で、法人にあっては町内に本店又は支店等を有し、個人にあっては町内に主たる事業所を有する者及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けている者をいう。

(助成対象住宅)

第3条 助成対象の住宅は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に、新築により住宅の工事に着手し、建売住宅については同期間に工事に着手及び売買契約し、中古住宅については同期間に売買契約し、自らが所有者として不動産登記法に基づく所有権の登記をした住宅であること。

2 居住の用に供するための建築に係る延べ床面積が50平方メートル以上で、かつ、建築に係る費用（用地取得費等を除く。以下、同じ。）が500万円以上（消費税及び地方消費税の額を除く。）であること。ただし、中古住宅の場合は、居住部分の床面積が50平方メートル以上で、かつ、同時に用地も取得し、購入価格（用地取得費を除く。）が250万円以上（消費税及び地方消費税の額を除く。）であること。

(助成対象者)

第4条 助成の対象者は、自ら居住する目的で住宅取得する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に新築住宅を建築又は中古住宅を購入し、当該住宅に住所を有することとなる者であること。
- (2) 世帯全員が、町税及び町に納付すべき公共料金等の滞納をしていない者であること。
- (3) 当該住宅の登記事項証明書に記載された所有者であり、共有名義の住宅は共有名義代表者であること。ただし、二世帯住宅においての区分所有（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）で規定する専用部分の属する家屋及び共有部分とされた付属の建物を含む。）する住宅については、それぞれの区分所有者であること。
- (4) 住宅の建設等に関し、公共事業等に伴う物件移転補償を受けていないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助を受けていないこと。
- (6) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない者。
- (7) 過去に本事業による助成金の交付を受けていない者であること。
- (8) 助成金の交付決定の日から起算して10年を超えて引き続き居住する者であること。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、新築住宅の建築又は中古住宅の購入に要した費用（以下「購入費用」という。）とする。

- 2 併用住宅は、居住の用に供する部分に係る購入費用とする。この場合において、購入費用を居住の用に供する部分と区分することが困難であるときは、居住の用に供する部分の延べ面積を建築物全体の延べ面積で除して得た数を乗じて得た額とする。

(助成の額)

第6条 助成の区分、助成要件及び助成金額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、同一世帯と判断できる世帯に対して1回限りの助成とする。

- 2 助成金は、町内の協同組合等が発行する商品券（以下「商品券」という。）及び現金とする。

(事前届出書の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請の前に本別町住宅取得助成金交付申請事前届出書（別記様式第1号。以下「事前届出書」という。）を建設水道課長に提出しなければならない。

- 2 事前届出書に添付する書類は、建設水道課長の指示によるものとする。

(交付の申請)

第8条 申請者は、本別町住宅取得助成金交付申請書（別記様式第2号）に別表第2に掲げる添付書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による助成金の申請は、所有者に住宅が引き渡された日から起算して1年以内にならなければならない。

(助成金の決定及び通知)

第9条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容について審査し、その適否を決定し、本別町住宅取得助成交付・不交付決定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第10条 前条の規定による交付の決定を受けた者が助成金を請求しようとするときは、本別町住宅取得助成金交付請求書（別記様式第7号）の提出により行うものとする。

(交付決定の取消)

第11条 町長は、交付決定又は助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 世帯全員が、交付決定の日から10年以内に町税及び町に納付すべき公共料金等を滞納したとき。
- (2) 助成金の交付決定の日から起算して10年以内に正当な事由なく転出又は住宅を売買(名義変更等を含む。)及び貸借したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (4) その他町長が相当と認める事由があるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付を取り消した者に対して、本別町住宅取得助成金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第12条 町長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。この場合において、返還を命じる助成金の額は、交付決定の日から当該交付決定を取り消した日までの期間について、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、町長が、やむを得ない特別の事由があると認めたときは、助成金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 1年以内 助成金の全額
- (2) 1年を超え2年以内 助成金の10分の9に相当する額
- (3) 2年を超え3年以内 助成金の10分の8に相当する額
- (4) 3年を超え4年以内 助成金の10分の7に相当する額
- (5) 4年を超え5年以内 助成金の10分の6に相当する額
- (6) 5年を超え6年以内 助成金の10分の5に相当する額
- (7) 6年を超え7年以内 助成金の10分の4に相当する額
- (8) 7年を超え8年以内 助成金の10分の3に相当する額
- (9) 8年を超え9年以内 助成金の10分の2に相当する額
- (10) 9年を超え10年以内 助成金の10分の1に相当する額

- 2 町長は、前項の規定により助成金の返還を命じるときは、助成金を返還すべき者に対して、本別町住宅取得助成金返還命令書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、指定された期日までに助成金を現金にて返還しなければならない。

（報告等）

第13条 町長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 助成金を受けた者は、前項の報告等を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がされた助成金については、第10条から第14条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第6条関係）

区 分	助成要件		助成金額（万円）	
新築住宅 （建売住宅含む）	基本助成額		20	
	加 算	町内建設業者施工	80	
		移住世帯	50	
	助 成 額	子育て世帯	子ども 1人 又は 若者夫婦	50
		又は	子ども 2人	100
		若者夫婦世帯	子ども 3人以上	150
中古住宅	基本助成額		20	
	加 算 助 成 額	移住世帯	25	
		子育て世帯	子ども 1人 又は 若者夫婦	25
			子ども 2人	50
		若者夫婦世帯	子ども 3人以上	75

- 1 町内建設業者施工とは、元請業者が町内建設業者である場合に限り対象とし、下請工事又は工事の一部を施工する場合は対象外とする。
- 2 建売住宅の町内建設業者施工とは、建設業者及びあっせん業者が町内建設業者であること。

- 3 移住世帯とは、町内に住所を有してから第8条に規定する助成金の交付申請までの期間が3年以内の者（第13条に規定する報告までの期間に町内に転入し、居住することを誓約する者を含む）をいう。ただし、第8条の助成金の交付申請前3年の間に転出した者を除く。
- 4 若者夫婦世帯とは、申請時に夫婦のみの世帯であり、夫婦のいずれかが39歳に達する日以後の最初の3月31日までにある世帯とする。
- 5 子育て世帯の子どもとは、申請者と同居する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子とする。
- 6 助成金額のうち、20万円は町内の協同組合等が発行する商品券で助成する。

別表第2（第8条関係）

区 分	添付書類
新築住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者及び世帯全員の住民票 2 本別町住宅取得助成金に係る誓約書（別記様式第3号） 3 町税等納付状況等調査同意書（別記様式第4号） 4 工事請負契約書の写し及び引渡しの日を証する書類の写し 5 居住用面積が明らかになる図面（付近見取図、配置図、各階平面図、立面図等） 6 建築基準法第7条第5項による検査済証の写し又は建築確認を要しない場合は、同法第15条第1項の建築工事届の写し 7 住宅に係る登記事項証明書の写し 8 代表申請者選任届（共有住宅の場合：別記様式第5号） 9 住宅全体の写真（外観） 10 その他町長が必要と認める書類
建売住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者及び世帯全員の住民票 2 本別町住宅取得助成金に係る誓約書（別記様式第3号） 3 町税等納付状況等調査同意書（別記様式第4号） 4 売買契約書の写し 5 居住用面積が明らかになる図面（付近見取図、配置図、各階平面図、立面図等） 6 建築基準法第7条第5項による検査済証の写し又は建築確認を要しない場合は、同法第15条第1項の建築工事届の写し 7 住宅に係る登記事項証明書の写し 8 代表申請者選任届（共有住宅の場合：別記様式第5号） 9 住宅全体の写真（外観） 10 その他町長が必要と認める書類
中古住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者及び世帯全員の住民票 2 本別町住宅取得助成金に係る誓約書（別記様式第3号） 3 町税等納付状況等調査同意書（別記様式第4号） 4 売買契約書の写し 5 居住用面積が明らかになる図面（付近見取図、配置図、各階平面図、立面図等） 6 住宅に係る登記事項証明書の写し 7 代表申請者選任届（共有住宅の場合：別記様式第5号） 8 住宅全体の写真（外観） 9 その他町長が必要と認める書類

様式等一覧

- ・別記様式第1号（第7条関係） 本別町住宅取得助成金交付申請事前届出書
- ・別記様式第2号（第8条関係） 本別町住宅取得助成金交付申請書
- ・別記様式第3号（第8条関係） 本別町住宅取得助成金に係る誓約書（定住・暴力団等）
- ・別記様式第4号（第8条関係） 町税等納付状況等調査同意書
- ・別記様式第5号（第8条関係） 代表申請者選任届（共有名義の場合）
- ・別記様式第6号（第9条関係） 本別町住宅取得助成交付・不交付決定通知書
- ・別記様式第7号（第10条関係） 本別町住宅取得助成金交付請求書
- ・別記様式第8号（第11条関係） 本別町住宅取得助成金交付決定取消通知書
- ・別記様式第9号（第12条関係） 本別町住宅取得助成金返還命令書
- ・商品券引換書・商品券受領書